

務	19	01	1 年
(令 和 8 年 3 月 末 ま で 保 存)			
(令 和 7 年 3 月 末 ま で 有 効)			

警 務 第 5 号
令 和 6 年 4 月 1 日

本 部 内 各 所 属 長 殿

警 務 部 長
(警察力最適化推進委員会PTリーダー)

青森県警察若手職員検討グループの設置・運営について

「警戒の空白を生じさせないための警察力最適化推進委員会プロジェクトチームの編成等について」（令和5年7月20日付け警務第130号）に基づき設置する「警戒の空白を生じさせないための警察力最適化推進委員会プロジェクトチーム」の下部組織として、「青森県警察若手職員検討グループ」を設置し、

若手職員ならではの「新鮮な視点」で情勢の変化と組織の現状を俯瞰的に分析し、社会情勢の変化等に警察が的確に対処するための組織基盤を構築するべく、下記のとおり推進することとしたので、本取組の趣旨を踏まえ、実効ある取組となるよう特段の配意をされたい。

記

1 目的

日々生起する治安事象への対応に当たって警戒の空白が生じることを防ぐために人的リソースの更なる有効活用が求められるところ、若手職員ならではの「新鮮な視点」で、業務の合理化・効率化を図るうえでの課題を抽出するとともに、当該若手職員の企画立案能力及び関係部署との調整能力等の向上を図り、もって警察運営に対する参加意識及び組織への帰属意識の醸成を図ることを目的とする。

2 推進体制

(1) 青森県警察若手職員検討グループ（以下「検討グループ」という。）の編制

検討グループは、警察本部の各部（総務室を含む。以下同じ。）において選定した若手職員（おおむね拝命後10年未満又は35歳以下の警部補（相当職を含む。）以下の職員）で構成され、原則として各部ごとに関連する業務等に係る検討を行い（以下、各部ごとに構成された検討単位を「検討チーム」という。）、課題を抽出するものとする。

検討チームの人数は問わないが、うち1人を検討リーダーとして指名すること。

(2) 監督者の指定

ア 検討チームごとに監督者を置くこととし、警視（相当職を含む。）の階級にある者をもってあてる。ただし、各部に複数の検討チームを編制した場合において、同一の者が複数の検討チームの監督者を兼ねることを妨げない。

イ 監督者は、検討チームの進捗状況の確認、本来業務との調整等を行うため、検討リーダーと緊密な連携を図るものとする。

(3) スケジュール

各検討チームによる検討結果の発表は、本年秋頃を予定しているが、その結果を踏まえて、結果の反映等に係る検討を継続していくこととする。

3 その他

編制した検討チームにあつては、別紙編制表に必要事項を記載し、警務部警務課企画担当補佐宛てに令和6年4月12日（金）執務時間中までに報告すること。

本件担当：警務課企画係